

想ふに此種の説は公正同情の念より來れるものであらう。犯罪者は罰して再婚を許すべからず、されど無罪者は氣の毒なるが故に許るしても可なり。何故となれば、無罪者が犯罪者と同様の運命を受くることは公平なりといひ得ないからである。

されど若し然りせば、結婚——神の合はせたまひし結婚たるものは存在せずして、唯一種の契約あるのみなる。従つて或る事情の下に是を破棄し得るこいふことなる。法律は之を承認するであらう。されど之はキリストの教説、従て教會の教説に符合しない。

五、「別居」と離婚との別

元來、嚴密なる意味よりせば、離婚なるものは「ありてはならぬ」ものにして、クリスチアンに於りては、其可能性をすら考ふべきでない。されど弱き主人間に於りては、實際問題として之に直面することなしとせず。此點よりして「別居」を離婚に關して分明なる理解を保つことは肝要である。

(一)「寢食を別にする」*a mensa et thoro (firm board and bed)*
 之は再婚を爲す權なしに、唯單に「寢食」を別にすることにして、夫婦別居をいふ。

(二)「結婚の繫より解除」*divortium a vinculo (from the bond)*
 之は絶對離婚にして、再婚の權ありとするもの。

右の内、前者は公會の教説上、或場合に承認せらる。之は結婚の繫ボンドの神聖なることを保護することにも、忍ぶべからざる或事情より免がれんとするものなれども、配偶者の生存中は、決して第三者と婚嫁することはない。法律上の手續を履行したる場合、之は「法定別居」(*judicial separation*)と稱せらる。

勿論此種の別居は基督教的結婚の理想よりして望ましからざるることなれども、「人の心の無情」に免じて、姦淫其他の重大なる理由あるときに承認せらる。

後者は絶對的離婚なれば、結婚の配偶者の生存する間、行はるべきものでない。何故となれば、(一)之は神の本來の法則に反し、(二)キリストの教へたまひし結婚の繫ボンドの不可解消の原則に背き、(三)子女教養の義務にも背き、(子女は家庭に於て、両親の保護を、何ら妨害せらるることなく家庭生活を享樂する權がある。然るに此權は離婚に之に伴ふ再婚によりて蹂躪せらる。)(四)又社會公安の上よりするも決して望まじきことでないからである。離婚の數の増す所、國民道徳の廢頽の伴ふことは、歴史の示す所である。畢竟これは家庭生活の聖潔は、道徳的文化の基本で

あるからである。而かも家庭の聖潔は結婚の繫キズナの不可解消性に基づく「結婚の配偶者の尙此世に生存するに離婚者の再婚することは、連續的の一夫多妻である。其廢頽的影響は、民法上之を許したりて、治療せらるべきものでない」(Hal: Sacraments, p. 302)。一人以上の生けるものこ不義の情交を結ぶことは、神の定めたまひし結婚の目的よりして許るべきものでない。

(註一) 第七回ラムベス會議(千九百三十年)の諸監督の「回章中」「結婚並に性問題」に關していふ。

「家族生活の美は神の最も貴き賜物の一である。而て之を保存することは、教會の最高の責任である。其基礎は夫婦の終生の結合ユニオンにして、われらの主は斷乎として之を確定したまふた。夫婦は「一體なり」と主は仰せたまふ。聖なる結婚は人類に對する神の方案の一部である。従つて如何なるコムミニチーにても之を放任することは危険である。從來、幾多の帝國は家庭生活の放縱と腐敗の侵入せしが爲に衰亡した。故に結婚の理想を維持することは、コムミニチーの社會的健康を保存する爲に必要である。之は無上の價値ある國家的關心事である。従て離婚は不自然のこととなる。離婚は夫婦の結合の安全と、家庭の安定とを破壊す。若し子女ありとせば、神が兩親各自をして當らしめんとしたまふ彼らの保護を奪ひ取ることとなる。結婚に關するキリストの標準を辯護する爲に我らは教會員の奮起を促さんとす。「ホーム」なる語がよく人を魅する所以は畢竟これによるからである。」

(註二) ニューヨークの監督マンニング博士は Walker Gwynne: "Divorce in America under State

and Church" に序言を記していふ。

「我らは離婚より來る我國民生活の危殆を認め、此情勢に直面し、其原因と結果を調査し、如何にせば最もよく之に善處し得べきかと考慮すべき時到來せり」と。

六、離婚と教會の慣行

離婚に關する聖書の教説トク、教會の見地は略以上の如くである。然るに教會の歴史には屢々此點に於て、理想に反せる慣行を見るに至れるは遺憾である。

(一) 西部教會は最初の三世紀間、結婚の繫キズナの不可解消性を嚴守した。教會は離婚再婚の流行せる時代に出現せるに拘らず 此高き標識をかかげて世に向つた。然るに五世紀の末葉ロマの社會に蠻族の入來によりて、蹂躪せらるるや、情慾の強烈なる此種の民衆に對し、教會は嚴重なる訓練を維持することに困難を覺ゆるに至り、遂に此頃よりして、姦淫の場合並に他の原因の場合にも離婚を許すに至つた。八世紀に法王グレゴリー二世(七百五十六年)は、妻若し姦淫罪を犯すときは、其夫に再婚を許した。然るに此寛容は間もなく撤廢せられしこは、千四百四十年に發行せられし、グレシアングレシアンの告示によりて知らる。

「結婚は不可解消的のものにして、姦淫罪によりてすら破られず」
 「一度合法的に行はれたる結婚は、何らの故によりても解消せらるることなし」

トレント會議は此點に關して宣言していふ

「何人にも、教會は福音並に使徒の教説に従ひて、(一)結婚の繋は、配偶者の一方が姦淫の故によりて解消せらるるものにあらずと教へ、(二)右兩者のうち無罪者は他の一方の尙生存中、他のものと結婚する能はず。(三)姦淫せる女を出して他に娶る者は姦淫を行ふなり、又姦淫せる男を出して、他に嫁くものも姦淫を行ふなりと教ゆるを以て、過れりとするものは、呪逐せらるべし」(Council of Trent, Sec. XXIV. canon 7)

今日ロマ教會にて許可せらる離婚なるものは、(一)不合法的の結婚なりしものか、(二)無功の結婚の場合にして、嚴密なる意味に於ける離婚なるものは許可せらるることなし(されど多少危険なる配量の行はるることなきにあらずとせらる)。

(二)東 部

ロマ教會にては監督の上に權威をこるものなく、從て嚴正に其教説を履行し得たるに反し、東部にては帝王の權威は總主教の權威を壓せること尠しとせず。遂に教會の主張は民法上の規定や、便

宜の爲に讓歩せらるるに至れるものの如くである。

かくて東部にては、離婚は姦淫の場合以外にも、諸種の原因によりて許可せられてゐる。

東部はロマ見地を異にし「聖書も、傳も、ともに結婚の不可解消性を力説するも、結婚の繋の唯一の解除の原因と認む——即ち「淫行」である」『マタイ五ノ三二、十九ノ九、…並にルカ十六ノ十八、マルコ二ノ十二ニ關聯して：結婚の解除は「淫行」の理由によりて許さるべき』。從て東部にてはロマ教會の見地と慣行と正當視し得ずとする。

(Gavain: Greek Orthodox Church, pp.35 參照)

加之、「東部教會は別居」「寢食を別にす」(a monsa et toro)なるものを認めない。唯絶對離婚、即ち夫婦の繋の斷絶を意味するもの(a vinenlo)のみを認む。

今日東部教會に於て離婚の許可せらるる條件は凡そ十三ある。されど其許さるるは一生一度のみ。

- (一) 國事犯の場合、
- (二) 配偶者の一方が他の一方に對し殺害を企てし場合、
- (三) 姦淫、
- (四) 姦淫罪を推定すべき事情のある場合、
- (五) 墮胎を行ひし場合、
- (六) 宗教を異にせし場合、
- (配偶者の一方が宗教を變更せし場合、)
- (七) おのが子の教父母となりたるべき。

(註)之は(一)洗禮は靈的の更生なることを高調する爲、(二)又自然的兩親は他の萬事に注意す

るもの故、此點に特に新き、繫縁ケイエンを感じるケイエンこと勘きが故なりとせらる。

以上は罰則を附したる離婚である。

(八) 無能者 (九) 行衛不明、交通皆無、捕虜若くは奴隸ヌレイなりたるニき、(十) 發狂、(十一) 癩病にかかりたるニき、(十二) 修道院に入る誓を立てたる場合、(十三) 主教ビショップに按手せられたる場合。

(註) 東部正教會にては、童貞生活を結婚生活の上に置くが故に(聖書と傳とに基きて) 主教は獨身者たるべきことを要求せらる。(二) 加之、主教の職には種々の職掌と義務あれば、家族生涯の義務の當然入り來るべき結婚生活には、妥當に之を遂行し得ず、かつ主教の職位上前以て假定せらるる克己と獻身を示し得ざる故なりとせらる。(Dyobounistes)

以上罰則を附せざる離婚である。

(三) 英國教會

英國教會は結婚の不可解消性を嚴守し來つた。プロテスタントの勢力の下に、此點の寬恕を試みんニせしニこあるも、教會法規に影響を及せしニこはない。千六百三年の法規は此原則を嚴守し、

假令不幸にして別居するニこありニも、別居後の再婚を禁止した。法規第百十條は結婚後、事情によりて別居するものは、共に貞操を守り、兩者の一方が死する迄は、他の者この結婚契約を爲スるニこを要求せらる。長老は離婚者の再婚(配偶者の一方存命中に)を司式するニこを禁ぜらる。

(四) 第七回ラムベス會議(千九百三十年)の「決議」にいふ。

決議十「當會議はわれらの當面せる諸問題の解決は、われらの主によりて教へられたる結婚に關する崇高なる見解に見るニ信ず。われらの教ゆる所は、近代改めて力説せらるる所ニこ、殊に人格性の神聖なるニこ、男女の一層高等なる協力、一夫一婦の生物學的肝要性に見る或要素によりて後援せられて居る。」

決議十一「當會議は此理想によりて教會は離婚の問題並に婦人の安全ニ家庭の安定を脅威する如何なるものにも處置せねばならぬニ信ず。當會議は我らの主の『神の合せたまひしものは人これを離すべからず』この御言を念頭におきて結婚に關し、一人の男ニ一人の女の双方に於ける他人一切を排して、幸福にも、殃禍にも、終生解消すべからざる結合なりニこのわれらの主の原則ニ標準ニを再び確認す。

離婚の場合には、(イ) 當會議はわれらのコムニオン内の地方的若くは國民的教會の慣行に

何ら批判を加ふるこゝなしに、以前の配偶者の尙生存するもこの結婚は、教會の儀典に従ひて執行せらるべきこゝを維持す。(ロ)罪なき者、教會の儀典によらずして結婚し、聖餐に陪せんを願ふ時は、此事に關し當會議は監督の考慮を請ふべきこゝを推奨す。其場合當該プロビンスの規定に準ずべきものこす。」

(註) 日本民法の結婚及び離婚に關する規定。

(一) 結婚に關しては、民法第七百五十條に「家族が婚姻又は養子縁組を爲すには、戸主の同意を要す」とあり。又第七百七十二條には、「子が婚姻を爲すときには、其家に在る父母の同意を要す。但し男、滿三十年、女、滿二十五年に達したる後には此限にあらず」とす。

(二) 離婚に關しては、許可條件十箇條あり。

- 一、重婚
- 二、妻の姦淫
- 三、夫が姦淫罪によりて刑に處せられたるとき、
- 四、配偶者が三年以上の刑に處せられたるとき、
- 五、同居に堪へざる虐待を受けたるとき、
- 六、悪意を以て遺棄せられたるとき、
- 七、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき、
- 八、配偶者が自己の直系尊屬を虐待し、又は重大なる侮辱を加へたる時、

- 九、配偶者の生死が三年以上不明なるとき、
- 十、婿、養子縁組の場合に於て、離縁あるとき、又養子が家女と結婚を爲したる場合に於て、離縁又は縁組取消のありたる場合、

要するに民法の規定は、基督教の結婚に關する原則に照して、其標準甚しく異なるものがある。されば結婚に關する教會の理想と教説とを、民法の標準まで引下ぐるが如きこゝはあるべきでない。今後、日本聖公會に於て結婚に關する法規を完成する場合、此點に留意するこゝは肝要である。

第二十章 抹油式

一、史的概観

抹油式とは、油を塗りて病の治癒を祈り求むる聖奠である。

一、キリストと治療

病を癒すことは此世に於ける我らの主イエス・キリストの使命上の一大要件であつた。従て其行ひたまひしも奇跡も亦病を癒すことと關聯せられて居ることは尠くはない。此事は又罪を癒したまふ象徴もなつた。主は身體的疾患も、靈的疾患もは密接なる關係ありましたまふた。

(註) 『治療の業は主が成し遂げんとて來りたまひし至人類の治癒の徴であつた』

(Bicknell: Sin and Original Sin, p. 37)

二、使徒と治療

キリストは在世中、弟子らを遣はしたまふに當りて 身體の疾患を癒すことを其使務の一となし、彼らに權威を命令を與へたまふた。(マタイ十ノ一、十)。

加之、使徒らは疾患をいやすに當り油を用ひしことも新約聖書に見えて居る。『多くの病める者に油を塗りていやせり』(マルコ六ノ十二)。恐らく之はキリストより命ぜられて然なしたのであらう。

此油を用ふることは神の指令に出でしことは、聖徒ヤコブが使徒時代の教會に於て、病をいやす方法として特に指定しあるを見ても明白である(ヤコブ五ノ十四―十五)。かくて教會は病者に油を塗ることは、神定の儀典の一なりとして來た。

勿論、キリストは直接に此儀典を制定したまひしこのことは直接の證據なければ、然か明言し難きも、之を原則的に制定したまひしことは、前記使徒らに病をいやす權威を任命を與へたまひしことにて明白である。爾後、使徒らの定めし此儀典の外的證據は、聖靈の指導によれるものなること疑なく、従てキリストの意志を布衍せるものなりといひ得る。

(註) 『病をいやす永久の職命は我らの主によりて其教會に與へられて居る』
(F. J. Hall: Suffering and will of God)

三、初代の慣行

此聖奠は私的性質を帯びしものなれば、論争皆無の爲、此事に關する文獻に乏しい。

初代の信徒は油を自宅に持ちかへりて、長老を招くことなしに、自づから之を用ひしこともありし如きも、之はヤコブの明示する所に背くことなるが故にかる慣行は次第に消滅した。されど危急の場合、正當に祝福せられたる油を用ふるときは、假令信徒が之を行ふことも相當に神のめぐみを受け得べしとした。

オリジンは二百四十一年、此抹油式の行はれしことを示す。ターチユリアンも亦二百十一年に一クリスチアンが異教徒たりし皇帝セベニスに抹油して、其疾の癒えしことを記して居る。勿論此場合は教會慣行さいふよりも、一種の奇跡をみるべきである。第四世紀にはエジプト並にシリアに抹油によりて疾のいやされし例ありと記さる。第五世紀の初に法王インノセント一世は監督デセンチ

ウスに答へ、ヤコブ書を引照し、監督は病者に油を塗りて可なり(二) 監督がかく祝福せし以上、其油は長老にても、信徒にても用ひ得べしとした。(但し聖奠を受くる特權より除外せられたるは此限にあらず) これによりて略當時の慣行を察し得る。

八世紀に油は長老によりて普通に用ひられた。之に伴ふ祈、即ち油を祝福する爲の祈は此聖奠の本來の目的は疾患をいやす爲にして、其中には心の疾患をも癒すことも含まれしを示し、同時に靈的の治癒をもたらすものとせられた。或特殊の場合には、罪の赦免も其祈によりて求められて居る。

此事に關する最初の教會總會の決議は第九世紀のシャロン、スール、サボースの會議の法規第四十八條にして、「靈魂並に身體の疾患をいやす此種の藥は決して輕視すべきでない」とある。

八百五十年のバザア會議は、此儀典は罪の赦免を其結果として齋すが故に、身體の恢復を生ずるして居る。トレント會議は、之を以てキリストによりて制定せられたる聖奠にして聖靈の恩恵を示し、人間の罪を潔め、病める者を強ふすとした。病者は之によりて「時として其靈魂の幸福の爲に有益なる場合は身體の健康を獲得することあり。從て之は「死に臨める者の聖奠」なれども、病者にして恢復する場合、反覆することを得る」とした。

四、中世の變遷

シャルレマン帝以後、抹油の靈的効果の方面を遍重するに至つた。

これは(一)恐らく肉體的効果の擧らざりし場合ありしことも其理由ならんも、(二)此聖奠の本來の目的たる肉體的治療の效果の方面に注意を怠りし爲であらふ。治病的價値を信ずることは此儀典の肉體的効果の必要條件である。

(註) F. J. Hall: The Sacraments, p. 321 參照

中世紀に於てピーター・ロムバードにより、聖奠の數の制限せられて七にせらるるに及びて、抹油式も其一に數へらるることとなつた。然るに此聖奠の靈的効果のみ偏重せらるるに至りし結果、此聖奠の性質に影響を及すこととなり、身體的治療の方面は閑却せられて、此儀典は唯、絶望的の疾患、若くは臨終にのみ行はるるに至つた。「終臨抹油」——「終局抹油」(Extreme unction)の語の初めて用ひられしは、十三世紀のピーター・ロムバードによりてであつた。Unctio in extremis には「臨終」の抹油を意味せしや、將又、洗禮以來、信徒按手等絶えず行はれ來りし抹油の最後の

もの意味なりや。いづれにてもせよ、宗教改革の數世紀前よりして、抹油式は「臨終聖餐」——(viaticum)を聯想せらるるに至り、之を以て、暗黒の勢力に對する靈魂の争闘に於て、これを防衛し、之を強固にするものなりとせらるるに至つた。

かくて此點は十三世紀に聖トマス・アクイナスの教説に於て其絶頂に達した。アクイナスの言ふ所によれば、抹油式本來の目的は靈魂の薄弱をいやすにあり、之は罪の赦免を包含す。身體の恢復は之が結果として現はるることあるべし、されど之はむしろ第二位的のものにして、本來の目的たる靈的治療の偶生的所産のみ(Thomas: III. Su. ppl, XXX)。

此靈的方面偏重説は明かに使徒らの教説を誤化せしものである。さりて此偏説を排すれば必ずしも抹油式の効果は唯身體的治療にのみ限らるること解せねばならぬことはいはない。

五、アングリカン教會と抹油式

千五百四十九年のエドワード第一祈禱書には、「病者訪問式」に左の規定が附加せられて居た。

若し病者抹油を望むときは、長老は、彼の額若くは胸にのみ油を抹り、十字架の徴を記していふべし。

「願くば汝の身體が此眼に見ゆる油を以て抹らるるが如く、われらの父、全能の神、其量るべ

からざるめぐみを以て、汝の内なる靈魂に、すべての力と慰と平安と喜悅の源なる御靈を以て灌ぎたまはんことを。

願くは主の大なるあはれみにより、若し御旨に適はゞ、汝の身體の健康と力とを恢復して、主に仕へしめたまはんことを。願くは汝の身體と心のすべての苦痛と惱みと疾患をいやしたまはんことを……

願くば主の量るべからざる慈悲により、汝の身體の感覺によりて犯せる汝の凡の罪と過とは赦され、聖靈によりて力を與へられて、汝の敵のすべての誘惑と攻撃とに打勝つに至らしめたまはんことを冀ひたてまつる……「アアメン」

此式語は千五百四十九年の英國教會の公式的精神を宣明せるものにて（一）抹油式は身體に疾患あるものの治癒の爲なることを示す。又（二）之は聖靈を以て内なる靈魂に注がるることなり（三）而て其目指す所の効果は心的並に内的治癒にあるも、（四）之ニ關聯して、罪の赦免をも祈り求め（五）又誘惑に打勝つ力の與へられんことをいのる。これによれば、外的に抹油することは靈魂が内的に聖靈によりて強めらるる外の徴證なりとせざるは明である。即ち此抹油式は聖靈によりて與へらるる恩寵の聖奠にして、同時に身體の治癒の機具とせられたることを示す。

（註）F. J. Hall: The Sacraments, pp. 313-314 参照。

（二）然るに千五百五十二年の英國祈禱書には、此抹油式は除去せられて、其後未だ復舊せられて居ない。

されど之を載せざることは之を禁止せることを意味するものでない。又之を載せざることは、此抹油式の教義を排する意味でもない。千五百四十九年の祈禱書は改正せられしも、此に載せられてありし此聖奠に關する教義は變更せられたのでない。

英國の第二の祈禱書に抹油式の除去せられしは、「大綱」に見ゆるが如きプロテスタント的文句に、普公的教義を眞實に排斥することを巧に避けんとする一種の折衷主義の一端のみ。されど此政策は種々の危険を生じ、不幸の結果を齎らした。されど御靈の統制によりて、改革當時の監督らのプロテスタントの努力も、普公的立場を全然失ふことなからしめた。

F. J. Hall: Introduction to Dogmatic Theology, pp. 183-189

" " : The Sacraments, p. 316-7

（三）聖公會大綱と抹油式

「大綱」が抹油式を「通常聖奠と稱せらるるもの」中に入れ、使徒たちの教を誤化せるものなりしとせしは、此聖奠の使用を誤れることをいへるものにて、抹油式其もの、若くは之に關する新約

聖書並に普公教義を排斥せしものなりこなすべきでない。従てアングリカン・コムユニオンに屬するものは、相當の手續に従ひ、此抹油式を用ふることは、自由にして、何らの不都合を醸もすことはない。

(四) 千九百二十九年改正の米國聖公會祈禱書には「病者訪問式」の末尾に、新に「抹油式」を添加した。其「規定」に祈禱並に抹油語は左の如し。

抹油式

若し病人謙りたる信仰にて「抹油」若くは「手を按くこと」によりて治癒の聖務を望むときは、會師は其「病者訪問式」中、其適當なりとする部分と次の祈とを用ふるを得。

いとあはれふかき贖主よ。願くは主の内住の權能によりて、此主の僕婢の患苦を除き、罪より解き放ち、靈魂を身體のすべての苦痛を追い遣り、其健康恢復せられて、讚美と感謝を主に獻ぐるに至らしめたまはんことを冀ひたてまつる。主は父と聖靈と一體の神にましまし世々統へ治めたまふなり。アーメン

父と子と聖靈の名によりて、我汝に油を抹り我、(汝に我手を按き) われらの主イエス・キリ

ストの慈悲によりて、汝の體のすべての痛苦と疾病は除かれ、健康と祝福の汝に恢復せらるるに至らんことを。アーメン

(註) 日本聖公會に於ても監督は之を許可するのみならず、自づから之を行ふものもあり、又長老にても司牧上、之を行ふこと稀ならず、而て驚くべき結果を見ることも其例尠しとせず。

日本聖公會にて、此聖奠を行はんとせば、ライアソン長老編纂、聖公會出版社發行の「病者沃膏式」(Anointing of the sick)を用ふるを便とす。之には油を聖別する祈、並に抹油の祈も載せらる。

參照 F. J. Hall: The Sacraments, pp. 307-317

Dix: Sacramental System, pp. 103-5

Bull: Sacramental Principle, pp. 179-182

Randolph: Seven Sacraments, pp. 84-88

Stone: Christian Dogma, pp. 203-7

Bicknell: A Theo. Introduction, pp. 458-460

二、聖奠的特徴

一、用^マツ^タ材^リ

オリブ油にして、祝福ののち病者の身體に塗らる。此祝福は(一)ロマ教會にありては、規則として監督に限らる。(二)正教會にありては、監督にても、長老にてもいづれにてもよしとせらる。(三)アングリカン教會に於ても同様である。

二、式^{フォーーム}語

式語は教會によりて同じからず。

(一)ロマ式によれば、『此聖なる油を塗るこゝによりて、主の聖なる憐憫により、主、汝が犯せしすべての罪を赦したまはんこゝを……』と七度び反覆し、七度び塗油する毎に「見るこゝにより

て」、「きくこゝによりて」、「嗅ぐこゝによりて」、「味ふこゝ語るこゝによりて」、「觸るこゝによりて」、「歩むこゝによりて」、「肉の快樂によりて犯せる罪を……』といふなり。(註、第七は實際用ひられず)。

(二)正教會にては、長き祈を以て始る。其肝要語は左の如し。

『聖なる父よ靈魂と身體の癒^{いやしな}主よ、……此僕をなやます身體と靈魂のわづらひを癒したまへ』

(三)英國式にては、千五百四十九年の祈禱書に長き祈あり。これにより神が聖靈を内に灌ぎ、身體と精神の健康と、罪の赦免と、誘惑に打勝つ力を與へたまはんこゝをいのる。

三、司式者

初代には抹油式は長老によりても、信徒によりても行はれた。これは初代には油は監督によりて既に祝福せられあつた故であらう。東部にては、能ふべくは七人の司祭にて行はれ、油は實際祝福せらるべしとす。但し七人なくば三人にても、又己むを得ざるときは、二人にても、一人にてもよしとす。

ロマ教會にては、抹油するこゝは司祭によりて行はる(油の祝福は監督若くは法王の特別認可を

有する司祭プリーストによりて行はる。

アンゲリカン教會にては長老によりて行はる。

四、受式者

重患に罹れるクリスチアンは何人にも此聖奠を受け得る。中世紀には信徒に對しては、唯臨終の場合以外に執行することを拒絶せし爲、之は實際臨終の聖奠となり終つた。

西部教會にては今日にても尙然か限定せられて居る。東部にては、信徒は如何なる疾患の場合にても、之を受くることを許る。従て瀕死の病者にあらざる場合にも使用せらる。

(註) ロシア教會の「カチキズム」によれば、「聖なる抹油式は何ぞや」との問に對し、「油を抹ふことは一の聖奠にして、身體に油の塗らるる間、神の恩恵を病人の上に呼び求め、靈魂と身體の患をいやすものなり」とある。

五、抹油式執行の場合と其度数

聖徒ヤコブの云ふ所によれば、抹油式は教會の特殊の聖務ミニストリーを求めんことをほゞの重患者の場合に

は、何時にても使用し得せしもの如くである。此點よりせば、病人若くは其家人はこれを屢々用ふることを恐るるよりも、却てこれが使用を怠ることを戒むべきである。世には時として一種の僻見より病床聖餐を受くることをすら凶兆なりとして忌避せんことをなしませず。之は抹油式を「臨終聖餐」的に使用せし結果である。

勿論抹油式の執行は重大事件である。従て之は慎重に爲すべきものにして、輕微なる疾患の場合に應用すべきでない。されど重患の場合には之を執行することを必要とする身心兩方面の理由がある。況んや危篤の場合にはこれが執行を牧師に請求することを躊躇すべきでない。臨終には勿論之を用ふべきである。

同一の疾患中、幾度、此聖奠を用ひ得るかに關しては、特に規則にてはない。若し病にして長引かんか、これを反覆して差支なきことは明白である。何故となれば、かかる場合、病者は抹油式の與へん恩恵によりて強めらるる必要があるからである。されど病に新危機の生ぜざる限り、これを反覆すべきものにあらずは公會の意見である。

(註) トレント會議の決議によれば、「死の恐また生ぜし場合」に反覆することを許す (Section xiv) とある。

一旦恢復してのち、又病に罹れる場合、曾て一度びこれを受けしこゝありこの故を以て、これを再び受け得ずとするが如きは謬見の甚きものである。

(註) Randolph: Seven Sacraments, p. 85 參照

六、功 果

ヤコブ書五章十四節にいふ「汝らのうち病める者あるか、その人、教會の長老たちを招け、彼らは主の命によりて、其人に油をぬりて祈るべし。さらば信仰の祈は病める者を救はん。主彼らを起したまはん。若し罪を犯しし事あらば赦されん」云々。これによれば抹油によりて受くる靈的の恩恵は「病める者を救はん」のこゝである。「救はん」云々は、果て靈的並に體的兩様の意味を含めるものなりや。いづれにしても、聖徒ヤコブは兩者交渉ありませるこゝは明白である。

凡そ罪を悔み、眞の信仰を以て、抹油式を受くる者には左の効果をうくませらる。

(一) 抹油式の特珠の目的に従ひ、靈魂は聖靈によりて油を注がる。此聖靈の油を注がるこゝは、潔めを齎らすこゝ疑ない。

(二) 病者は罪の結果より救はる。何故となれば、若し病者の靈魂に罪を汚穢よごありませば、聖靈を注がるこゝによりて、除き去られるからである。加之、罪の汚を除き去るこゝは、常に神の御業の要點であるからである。

(註) 「聖徒ヤコブは抹油式其ものの正式の功果は罪の赦免なりとせしとは思はれない。されど抹油式の如き神の慈愛の機具として用ひらるる所のものは、尙治療を必要とする罪、若くは道德的の汚穢を除き去ることを伴はずといひ得ない。教會に於けるキリストの潔めの功果は種々のキリスト溝路を通じて様々に作用す唯、單に赦免の爲に設けられたるものに限らない。」

F. J. Hall: The Sacraments, p. 325

(三) 若し神の御旨に適はゞ、靈的能力が病に打勝つやう強固にせらる。かくて身體の健康の恢復を齎らすであらう。

(四) 身體の恢復の與へられざる場合には、かく病者の靈的能力の強めらるるこゝによりて、病中の特殊の誘惑に勝つ力を與へらるるであらう。殊に臨終の苦闘に於て然ります。此點よりせば、抹油式は臨終にある者の爲に有功にしてかつ望ましきものなりといふは正當である。

(五) 若し治癒が與へらるるにせば、之はキリストより、聖靈によりて、神の超自然的の助によ

りて成就せらるるものなれば、其全治は聖なる基督教的使命の爲に、本人が聖別し聖化を新にせらるることなるであらう。(ホール)

(六) 元來、抹油式の設けられし目的は身體的健康の恢復であつた。「主、彼を起したまはん」然るに近時抹油式によりて治癒せらるる例の減少せしことには理由はないことはいはない。若し抹油式は超自然的の恩恵により病者の精神と意志とを高め、強めて、其身體に作用せしむることによりて治癒を行ふものなりせば、其効果は明かに病人の精神的感應が、かく喚起せられたる祐助に協調するや否やに大に關係あるからである。新約聖書の言を籍りていへば、これは一に「信仰の祈」による。即ち抹油式を受くる者の信仰と、司式聖職が教會が抹油式執行によりて企圖する所のことを眞面目に行ふや否に據る。然るに中世以來抹油式の靈的方面をのみ注目せし結果、抹油式を受くる病者に身體の治癒に關する信仰は存せざることとなつた。從て當時治癒の成績は顯著でなかつた。これは其作用に必要な主觀的條件を缺て居たからである。況んや、抹油式は臨終の豫期と關聯せられ居たるに於てをや。此點よりせば、抹油式の聖奠に關しては、其身體に及す神の治癒を力説し、此點に信仰を促すことは肝要である。

七、抹油式と「治療の機密」^{ミステリー}との區別

抹油式に於ける治癒作用は、心的能力の身體に及す影響と、超自然的かつ補助的恩恵とによりて作用せらるるものなりと稱し得る。若し然りせばかくの如くにして見る治癒は、假令極めて顯著なるものありとも、これを以て奇蹟的なりとするに及ばない。却てこれは聖奠的方法によりて仲介せらるる正規的なる基督教的恩恵の作用なりとなすべきである。從て之は聖靈の異常の賜物を受け、特殊の奇蹟的能力を與へられたる信徒若くは聖職によりて行はるる治療と混同すべきでない。

參照 J. M. Hicks: The Healing of Church in the Church.
F. J. Hall: The Sacraments, p. 322

八、抹油式と「精神療法」との相違

疾患の治癒には物的治療と心的治療との二種ある。後者に關しては近代益々其研究が熾んじなつて來た。これは心的影響の身體に及す點を力説せんとするものにて、精神固有の力を利用して、之

を治療用に供せんとするにある。時こして驚くべき効果を示すことも、多くは官能的疾患に限られて居る。然るに抹油式は精神治療の方法と異り、病者の精神に超自然的の力を與へ、自家固有の精神作用のみにては、到底成し遂げ得ざる疾患に對する勝利を得せしむ。

『要するに、抹油式の治癒も恐らく精神的ならんも、これは明かに超自然的である。即ち超自然的恩恵の結果である』(ホール)。

參照

F. J. Hall: The Church and Sacramental System, pp. 282-283

" The Sacraments, pp. 317-331

Randolph: Seven Sacraments, pp. 84-87

D. Stone: Outline of Christian Dogma, pp. 204-207

Di: Sacramental System, pp. 103-105

Bull: Sacramental Principle, pp. 177-183

昭和六年四月十日印刷
昭和六年四月十五日發行

【定價 貳圓】

譯者

稻垣陽一郎

發行者

東京市麻布區材木町二四
シ・エチ・エバンズ

印刷者

東京市小石川區茗荷谷町九六
小谷實

印刷所

東京市小石川區茗荷谷町九六
太陽舎



發行所

東京市麻布區材木町二四
振替口座東京四一七四〇

聖公會出版社

著ルホ・セ・スシラフ
 譯耶一陽垣稻
 言題△キマ・ンヨシ

ラネゼ・クーヨーエニ
 士博學神授教院學神
 士博學神授教院學神
 京東北會公聖本
 士博學神督監部方地

新刊 基督教と近代主義

頁餘百二版六四
 錢拾參圓一金入箱裝布
 錢十九金裝紙 價定

基督教週報の批評に曰ふ「著者フランシス・セ・ホール博士はさきに畢生の心血を傾倒して、ドグマチック神學十卷を著して、一世を驚愕せしめし……現代神學界に於ける智的巨匠、最大の組織神學者と稱せられて居る。大陸の天主教會に發生した近代主義の波瀾がアングリカン公會を脅かして之を根底より動かしたる時あたりに著者が其の蘊蓄をかたむけて、近代主義の起源と、發達及び其の真相を突きとめて、之をアングリカニズムの立場より批評せられたのが本書である。稻垣博士は親く著者の薰陶を受けられ、且つ其學說の紹介者として異彩を放て居る。著者の原意を理解せらるゝ點に於て他の追隨を許さない……」

著郎一陽垣稻 授教院學神會公聖
 士博學神

新刊 救主を仰ぎて

頁十八百截半菊
 銀十七金價定

さながら冬夜の星天を望むが如き燦々たる天來的名講十篇！

- 一、インマヌエルとしてのキリスト
- 二、贖主としてのキリスト
- 三、人心改善者としてのキリスト
- 四、眞理と恩恵と生命としてのキリスト
- 五、慰主としてのキリスト
- 六、我らと三重關係に於けるキリスト
- 七、人心の試金石としてのキリスト
- 八、我らの知らぬ者としてのキリスト
- 九、他の助主としてのキリスト
- 十、在天のキリスト

著郎一陽垣稻 士博學神

刊 新 心 晴 雨

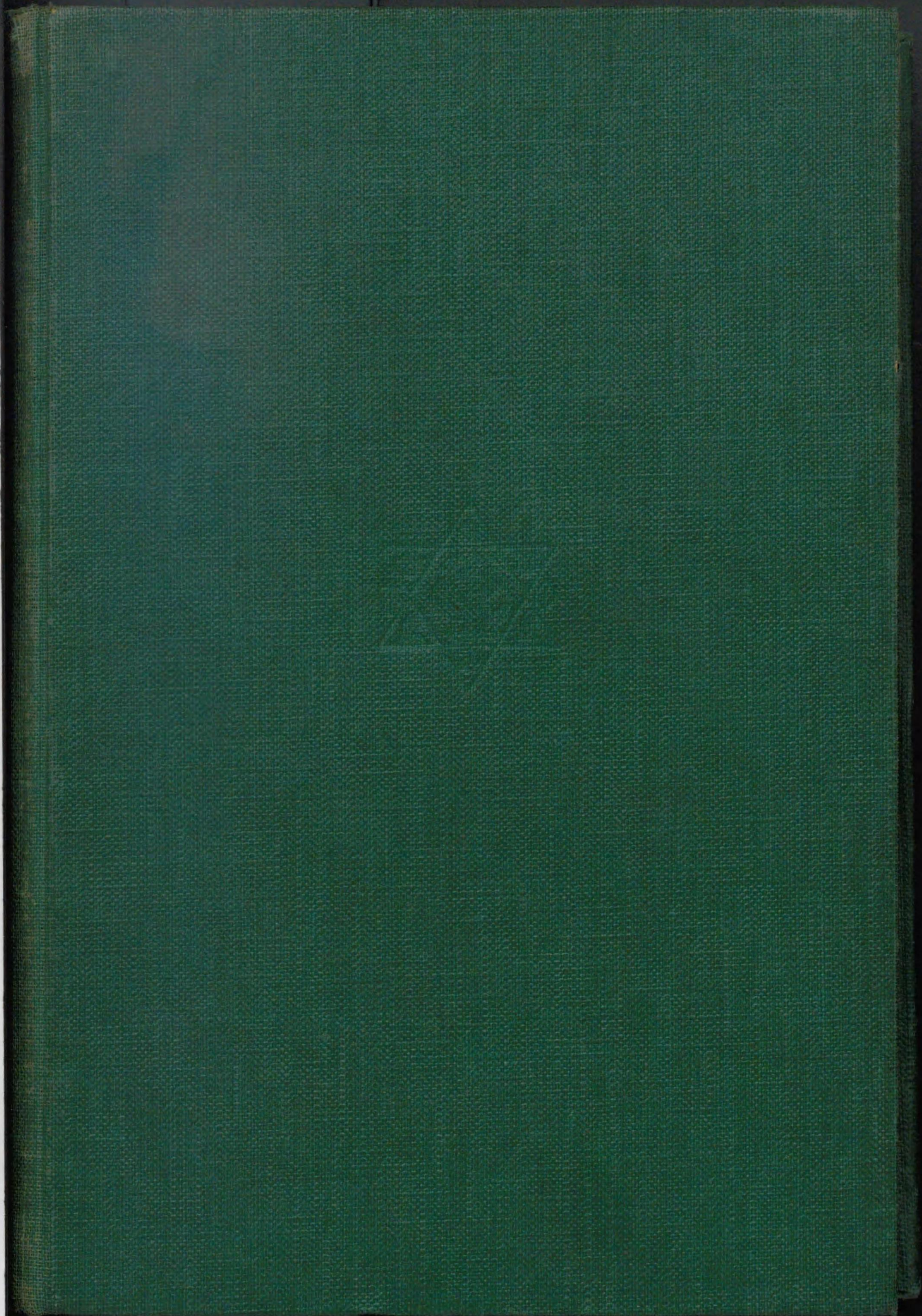
銀十九價定 裝布織半菊

心の諸相に對する著者最近の思想十六篇を集めた物で何れも快心の作のみである。論旨明快透徹而も簡潔にして熱と力に満ち複雑なる心理の解剖、明暗兩鏡に映ずる心的状態の描寫を微細に穿つてゐる。實に本書こそ變轉極まりなき心界氣象を測る絶好のバロメーターである。

内 容 目 次

一、心の更新 二、心の動き 三、心を映す鏡 四、心の戸 五、心の慰 六、心の倉 七、心の帶 八、心の鏝 九、心の杖 十、心の悲 十一、心の喜 十二、心の懼 十三、心の彈機 十四、心の諸相 十五、心の甘味 十六、心にて主を仰け

609
226

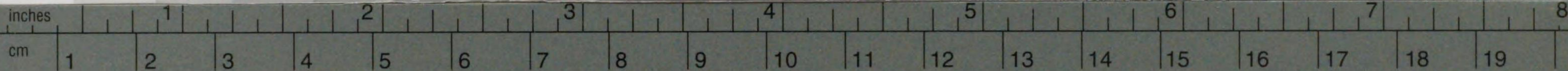


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

